

第四話 廁^し青^{せい}(便所)と尿尿の法制史

簡単にお話させていただきます(別表参照)。表を見ていただきますとお分りでしょうが、日本は縦割行政だなどいうことを、つくづく感じております。法律が違くと、同じ便所や尿尿でも皆呼び方が違うということでございます。

一、法制

(一) 医事・衛生法

まず最初の、医事衛生関係なのですが、医方につきましては日本古来の和法あるいはその後の漢方があり西洋医学というの、明治ちょっと前から入ってきたわけです。そういう中ではトイレについてはもっぱら便所という言葉を使っています。これからお話する便所とし尿の話は、便に固いのと柔らかいのがるように堅い話と柔らかい話があるのですが、私は本当は柔らかいほうの話のほうが好きなのですけれど、今日は研究会ということで法制的な面を主としてお話しあ

(別表)

廁圍と尿尿の法制と呼称

1. 現行法令上の呼称

法令	便所	し尿
医事、衛生	便所	{便尿 (大、小)
清掃	同	ふん(糞)尿 し尿
下水道	同<水くみ取	(し)尿尿
建築	同<同上	便所から排出する汚物 (し尿—限定呼称)
公園(自然、都市)	便所(公衆) 手洗所	—
自治、(条例)	共同便所 (公衆、公共)	—
陸運、海、航空	便所	—

渡
辺
健

2. 呼称の変遷

時代	根 拠 法 令	廁	屎 尿
古 代	○古事記 (和銅5—712年) ○延喜式 (延長5—927年) ○医心方 (永観2—984年)	— — —	くそ (岩戸神話) 久曾 久曾、比利久曾 (排便)
江 戸 時 代	○清良記 (寛永6—1629年) ○大猷院殿御実記 (慶安2—1649年) ○正宝事録 (明暦4—1658年) ○培農秘録 (江戸末期) ○儉約令 (寛政2—1789年) ○江戸城秘文 (安永4—1775年)	廁 小屋雪隠 辻雪隠	くそ 不 淨 人尿、人溺 (大) (小) 下 肥
明 治 時 代	○虎列刺病予防心得 (明10年) ○飲料水注意法 (明11年) ○伝染病予防法 (明13年) ○市街掃除規則及廁構造並屎尿汲取規則 (明12年、警令甲4号)	便 所 廁 房 廁 圍 総雪隠、雪隠 (糞尿器) 各自便所 (大、小) 街頭便所	屎 尿 屎 尿

時代	根 拠 法 令	厠	し 尿
明治時代	○神田下水改良意見 (昭16、デレーケ)	厠廁等	厠廁等の汚物
	○厠圍芥溜下水取締規則 (明20年)	厠圍(尿尿つぼ)	尿 尿
	○東京市下水設計第一報告書 (明22年、バルトン外)		糞 尿
	○伝染病予防法心得書 (明23年)	便所<路傍 共同	糞 尿
	○汚物掃除法 (明33年)	便所、公共便所	汚 物 (尿尿)
	○下水道法 (明33年)	定めがない	定めがない
	○東京市下水調査設計報告書 (明40年、中島鋭治)	水雪隠	糞 尿
大正・昭和(前期)時代	○市内尿尿調査書 (明40年、東京府)	厠圍<西洋式便所 普通便所	尿尿 { 勤番 中(ちゅう) 垂込(たれこみ)
	○市街地建築物法 (大8年)	水便所、水槽便所	—
	○水槽便所取締規則 (大10年)	便所<汲取便所 水槽便所	便器からの排出汚 水
	○東京市下水道条例 (大10年) 同上改正 (昭9年)	水便所 水洗便所	糞 尿 尿 尿
	○名古屋市下水道管理条例 (明43年→昭6年改正)	{ 水槽便所 水洗便所	尿尿の類

げたいと思います。

明治六年に医制ができて、医師法とか環境衛生法とかができたわけですが、その中では、トイレはもっぱら便所という呼称を使っております。し尿につきましては医師法では便、便というのは毎日私どもがトイレに行くように、一つの便りという意味もあるのですが、一般には便に大、小を使い分けていますが、法制上は大、小の区分を使っていません。便というのは、黙っていれば大きいほうを指しているようで、小便につきましては尿という言葉を使っています。

労働関係法では、便所について特に規制がありまして、男子については労働者六十人について、事業場は一個の小便所を造れ。大便については、その三分の一、大は二十人に一個造れというようなことが決まっています。女子は大小兼用で二十人に一個。男女は、かならず入口について区別をしなさいというのが、労働関係法ではっきり決まっているわけです。

(二) 下水道法・清掃法

便所一般の清掃とか都市清掃については、俗に清掃法と言いますけれど、正しくは明治三十三年にできました汚物掃除法というのが最初の法律でございまして、昭和二十九年に清掃法に変わりました。その後、昭和四十五年に現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律に変わっていくわけですが、その最初の汚物掃除法というのはその次に書いてございます下

水道法と非常に因縁の深い法律でございまして、同時立法でございまして。この下水道法の中ではし尿を当然視しておりませんでした。今は、下水の中にし尿は当然に含まれるという理解なのですが、明治三十三年に下水道法ができた時には、下水の意義の中にし尿は含まれませんでした。汚水と雨水の疎通ということを下水道法では言っておりますが、汚水というのは、雨水と今の一般雑排水を言っているのに対して、し尿は概念としても汚水の中に含まれませんでした。し尿は汚物掃除法で取扱っており、その後の清掃法では、一義的に糞尿とっております。清掃法は非常に糞尿をシビアに考えています。動物のものも含んだ場合をふん尿と言って、人間だけのものはし尿と言っています。下水道法では尿尿と言って、先程申しあげましたように法律が違ふと名称が違ふということが、ここではっきりいたすわけです。皆さんご専門ですからご存じだと思いますが、下水道法では、し尿という言葉の「し」の字は漢字を使っております。清掃法が昭和二十九年にできました下水道法は昭和三十三年に新法ができたわけなのですが、これはおかしいと思うのです。同じものを指しながら、しかも法制局の審査をとりながら字が違ふんです。し尿の「屎」の字も、尿の字も、漢字は戸の頭のチョンをとったもので、戸だれ(かた)というのですけれど、人間の体を表す意味があるのです。人間の体に入った米が尿で、米が異物

に変わるから糞という字ができたように、字引には書いてありません。人間の体から出る水だから尿だというように辞典には書いてありまして、それが今使われている尿屎あるいは糞尿という字だということでございます。

(三) 建築法

大正八年に市街地建築物法という法律が初めてできました。それが昭和二十五年に建築基準法に近代化されたのですが、その中では便所と書いています。し尿につきましては一般的に、便所から排出する汚物と書いてあります。これは、なぜこう言っているかといいますと、建築基準法でし尿関係を規制する条項というのは、し尿浄化槽を指しているわけで、便器から排出する汚物を処理する施設だという定義がございます。便器と浄化槽をはっきり区別しています。便所から排出する汚物特にその中でし尿を便器から排出する場合ということで、たった一個所だけ建築基準法ではし尿という言葉を使っています。その他は全部、便所から排出する汚物と法律上使っているということでございます。

(四) 公園法

公園法には自然公園法と都市公園法があるわけですが、どちらも三十年代に日本が高度成長にかかりまして、レジャー指向が大きくなった時点で、都市公園法、自然公園法というのに近代化されたわけなのですが、ここで初めて都市公園法

の中に便所という言葉が出てまいります。公衆便所という言葉は出てまいりませんが、公衆の用に供するものというような表現をしております。手洗所を併置しなさいというようなことを言っています。手洗所は私も生活の中でも、お手洗いかお手水とかいまして、便所の一つでもあるわけなのですが、法律の中では手洗い所ということで、便所と一体不可分の施設であるというのが公園法の中ではじめて言われています。

(五) 地方自治法

地方自治法は昭和二十二年に憲法に則ってできたわけですが、この中で地方自治として公共事務と行政事務があります。公共事務というのは、都道府県や市町村の本来の事務で、行政事務というのは平たく言えば国家事務を委任されてやるのが行政事務だという定義があるわけですが、その中で下水道は本来の事務の中に定義されています。

ここで問題になっていきます便所なのですが、便所につきましては自治法の別表の中で、地方公共団体、市町村の長の権限として、下水道法あるいは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の関連で、汲み取り便所を撲滅するために、汲み取り便所を水洗便所に改善する場合の命令、というのがあります。

新下水道法で三年以内に改造すべし、というのがあるわけなのですが、その根拠として別表の中に汲み取り便所の改善命

令が出せること、を根拠にして行政を行うということであり
ます。もう一つは、市町村は共同便所を設けなさいというこ
とが書いてあります。

法律上は、共同便所なのですが、各市町村がそれぞれつ
くっています条例の中では共同便所といっているのはほとん
どなく、大体が公衆便所、あるいは公共便所という名前を
使っているのが多いようです。ところで、日本で一番最初に
共同便所を造ったのは神奈川県だと言われています。神奈川
県は、明治四年に県令が布告を出しまして、外国との体面上、
立ち小便はいかんといいことで、その時、公同便所という名
称の下に公衆便所を造りました。

(六) 陸・海・空運送法

陸運、海運、航空法に則り汽車、船、飛行機等の運行を
やっているわけですが、これにつきましてもそれぞれの車両
運送法、船舶法、航空機法等に規制がありますが、運行者は
かならず便所をつくれ、しかも、便所のし尿の処理について
は支障のないような施設にすることと、非常に漠たる規制が
ございます。ちなみに、汽車の便所というのは明治二十二年
に初めて東海道線に造られたといわれています。それまでは、
汽車には便所はなかったようです。明治五年の横浜までの鉄
道については便所はなくて、乗る前に用を足すとか、女の人は、朝から水を飲まずに便所を我慢したというような記録が

あります。

二、呼称

(一) 明治前

呼称の変遷ですが、法制上、厠という言葉は一千年ぐら
いまでは出てこなかったようです。下水道史を編纂しており
ますが、下水道の歴史として、厠とし尿の問題を取り上げるべ
きだという主張がございましたが、ページの関係でかなり割
愛されました。

一番最初に出てくるのは古事記ですが、古事記が法令と言
えるかどうか分かりませんが、七百十二年に太安万呂が書い
たと言われており、現存最古の歴史書であるし、一つは天皇
あるいは宮中の生活史だといわれております。その中では、
岩戸神話の中で、し尿について、クソという言葉が初めて出
てくるようです。これは、岩戸神話の例の非常に血気盛んな
須佐之男命の話の中なのですが、私もが小学校で習ったの
は、動物の腸とかそういうものを投げつけたということで真
疑のほどは分かりませんが、クソを投げつけたという説があ
るようです。ですから、その頃からクソというのは、忌み嫌
われていたのではないかと思えます。

厠についてはもちろん出ておりませんが、平安時代から戦
国時代になりかきりまでは庶民の実生活の中で厠というの
はなかったのではないかと。高貴なお方だけが、いわゆる箱箱、

箱に砂を入れたり、あるいは砂のない箱で取っていたのではないかと思うのです。戦国時代になりますと、ご閑所という言葉が出てきまして、高級な武将がご閑所という便所らしいものを使ったり、樋箱の大型のものを使ったりして用を足していたようです。千三百、四百年ぐらいまでは公には庶民はあまり便所を使わなかった。

先程、延喜式のお話がありました。延喜式というのは社会の決まりとか年中行事の解説書というのだそうですが、その中で初めて久曾という、字を書いてあるようです。それを畑に使いなさい、効果がありますよということで、日本の最初の農地還元記録書であり参考書であるといえるようです。

その次の医心方というのは、最初のわが国の和方の医学書です。その中で、久曾とか比利久曾、比利久曾とは排便のことですが、患者の容態を診るのに便の性状が大事ですよというようなことを言っているようです。比利というのは、力を入れて力む、圧力を加えることを比利というようですが、排便のことのようです。

江戸に下がってきまして、清良記というのが、厠に関して書いてありまして、これは四国の宇和島の豪族か士族か、ローカルのボスなのですが、土居清良という人の一代記を書いた本です。誰かの引用したものを読んだ程度なのですが、

その中ではクソは肥料に使えます。なるべく使いなさいというので、四国あたりの農業指導書というようなことでございます。

その次の大猷院殿御実記というのは、三代將軍家光の日記なのですが、その中にやはりありまして、三代將軍家光は名君と言われて「農は国の本なり」ということを水戸黄門より早く言ったようですけれど、今まで庶民は野グソだったのを禁止し厠で用を足しなさい、野グソとか、不浄なことは、早く始末しなさい。特に江戸につきましては、それまでゴミというのは道路に放り出して、道路のかさあげなどに使ったようですが、道路にかさあげすることを禁じたりしました。家光は慶安お触れ書きを出した名君なのですが、汚物掃除法の元祖ではないかと言われております。

正宝事録というのは、次の四代將軍ですが、これは特に下町とか川岸等の管理条例的なものをつくってその中に雪隠だとか、小屋雪隠という言葉が初めて出てきています。雪隠という言葉は、李家正文さんなどが書いていますが、中国の高僧が雪のトイレで悟りを開いたから雪隠だと。その坊さんは、雪隠大師だというように書くことを書いたものがありますが、真疑のほどはちょっと分りません。

江戸時代の御触書には雪隠という言葉が出てくるわけですが、後架という言葉もあったようです。後架という言葉は武

家屋敷などの、便所の一つの名称だったみたいですが、法律用語としては出ていません。

次の培農秘録というのは、法令ではありませんが農業指導書なのですが、この中では人屎、これは人の糞のほう、大瀾は小便ですが、この中で面白いのは、一般的には現今の概念では糞のほう肥料効果というか、肥効成分があるというのが定説なのですけれど、この中では人瀾のほうエキスだから特効がある、クソのほうは絞るかすだからあまり効果がないと、全然逆の評価なのです。法律に関係ないことですが、面白いですね。

次の儉約令というのは、八代將軍吉宗なのですが、吉宗も十五代の將軍の中で名君の一人なのですが、これも慶安のお触れ書きと同じように肥料に非常に重きを置きました。儉約令の中では、し尿のことを下肥と言っています。この下肥という言葉は最近に使われませんが、戦前ぐらいまで農家では盛んに使われていました。私も百姓の出なのですが、私の家でも下肥という言葉を使っておりました。下肥というのは、便が腐熟したものを言っていたのですが、生のものは下肥とはいいませんでした。

その次は、江戸城秘文というのですが九代將軍の行状記です。歴代の將軍のうち生類憐れみの令の五代將軍の犬公坊は有名ですが、九代將軍も小便公坊という江戸における公衆便

所の元祖なのです。この將軍は上野や芝に月参りにいきますのに、江戸城を出て、神田橋あたりで尿意を催してしましまして、將軍の私がこんなに小便が近くては庶民もさぞ大変だろうというので、「**辻便所**」をつくってやれと。なかなかいいことをするものです。それまでは、立ち小便を盛んにやっていたからでもあるのでしょうが、小便公坊という尊称を与えられたということがあるのです。

(二)明治期

明治の時代に入るわけですが、まず下水道をつくろうと当時の先覚者が声を大にして、ようやく明治三十三年に下水道法ができるまで塗炭の苦しみと言っているのではないかと思えますが、非常に健闘されたんです。それはなぜかといいますと日本の開国、文明開化というのは、一つは国が滅びるほどの伝染病の開花でもあったのではないかと思うほど今までなかったようないろいろな伝染病が入ってきました。一番、猖獗したのがコレラと腸チフスではないかと思えます。コレラが三日寝たら、亡くなり「三日コロリ」と言うほど重症だったために、コレラについては特に「虎死刺予防法心得」などというのを明治十年に作ったわけです。

明治三十年代の中頃までにコレラだけで二百五十万ぐらいの罹患者が出ているのです。そのうち三分の一ぐらいが死亡者。日本の人口は、日露戦争が始まる頃は約三千五百万から

四千万ぐらいだと思えます。そのうち二百五十万ですから大変な人口だと思えます。それが罹患して、しかも八十万ぐらゐは死んでしまったというようなことで、コレラが一番重要な衛生問題の一つであった。その中で、便所が不潔であるから、あるいは便所、下水や上水や井戸と浸透しあい通じているからということで、まず便所を規制すべきだという。便所は油桶で造り酒樽とか味噌樽とか醤油樽は使つてはいけない。その周りは漆喰で塗りなさい、そういうようなことを言っているわけです。コレラ病患者のし尿については、埋めるなり焼くなりなさい。したがって飲料水注意法も、翌年できたのですが、この中では厠房ということを言っています。厠房は、井戸から三間以上離しなさいということを言っているわけです。伝染病予防法も、立て続けに心得や、予防法や、規則ができたりするわけですが、だんだん立法者が言葉遊びのようになりまして、伝染病予防法では厠圍という言葉を使っています。その次になりますと、便所だけでは済まんから、町そのものを綺麗にしましょうというので、市街掃除規則とか、厠構造規則とかができる訳です。これは主に東京の話ですが、当時の警視庁というのは今の警視庁と違ひまして非常に強大な権限があり、半面は国の機関だったので。ですから、警視庁の例が全国にそのまま準用される、そういう非常に強力な権限を持っていました。その中では、便所の態様は

総雪隠、これは長屋とか裏店にある今のアパートの共同便所みたいなものです。その構造や掃除法をこと細かに規制しているわけです。

その中で、糞尿器と書いてあるのは、今の便壺のことです。た、めのことなのですが、それも前の規制をそのまま持つてきて油樽にしなさいというようなことです。それから各自便所というのは個人の便所なのですけれど、これは石炭酸で掃除をしなさいとか、し尿についても、消毒しなさいと言っているわけです。街頭便所というのは、共同便所でございます。街頭の公衆便所です。五日ごとに清水で洗えというようなことを言っています。

そういうようなことを経てなかつ良くなりませんので、やはり下水道をつくらなければいけないという考えが、当時の私立衛生会など識者の意見が沸騰してくるわけです。東京府で下水道を造ろうというので、実際には石黒五十二が設計したということになっていますが、神田下水をつくるにつきましてデレーケが意見を出した。デレーケは一管方式の下水道、今でいうと変形な合流なのでしようが、もちろん当時の下水というのはし尿を除く雑排水を指してしまして、しかもし尿はどうするかというと、厠尿等の汚物といつておりますけれど、当時は商家などで馬を飼っている人がいたし、上流な方は厠をもっておりまして、人間のし尿と厠尿をから

げて旧来の慣行により下水には取り入れないといっています。明治十九年にコレラで一躍何十万も亡くなる人が出るわけですが、十九年というのは非常に猖獗した年で、それを追いかけるように二十年に廁圍芥溜下水取締規則というのが出まして、その中でも廁圍あるいは屎尿という言葉を使います。

そういう間に、東京市で本格的な下水道を全市に造ろうということで、バルトン先生以下、七名が今でいう、都市計画委員会から依託されて、下水設計第一報告書を作ったのですが、この中では便所のことは水雪隠という言葉で登場してまいります。将来衛生思想が進んで水雪隠ができて、少量であれば汚水が下水道に浸入しても全然関係ないというようなことを言っておりまして、水雪隠を特に規制するということは言っておりません。

この計画は、最終的な処理を初めて打ち出した画期的な下水道計画なのですが、今の下谷、浅草処理区だけは下水処理をやりましょうという計画を初めてここで出したわけです。

明治年間にいろいろな都市が下水道計画を出しましたけれど、下水の処理計画をもった都市はございませんでした。三河島処理場に、難しくよく読めなかったのですが、間欠向下濾過法で処理することを考えたのです。また糞尿という言葉を使っておりまして、糞尿の掃除法は従来の慣行による。少量であれば下水処理に支障はないと、言っています。

明治二十三年に、伝染病予防法ができるのですがこの中でも便所という言葉を使っておりまして路傍便所を指すようでございます。共同便所というのは長屋の便所を指すようです。屎尿は、糞尿です。明治三十三年に下水道法と汚物掃除法が同時にできるわけなのですが、し尿についてはそれまで非常に価値があるものだったのですが、四十年近くからその価値が非常に下落していきます。下落をしていく過程につきましては、下水道史の行財政編第三章の「し尿の行き詰まり」という節の中で非常に詳しく書いてあります。

汚物掃除法の中では、第一条に汚物とか汚水とかゴミとか、汚物の定義があるわけなのですが、糞尿についてはし尿という定義をしております。自由処分で江戸以来の慣行であるということを言っております。それだけ、貴重で私の權益もそれだけ強かったのだと思うのですが、これが段々下落していきます。四十二年になりますと汚物掃除法で市の義務とすることができると、若干、緩くなりました。

それがさらに大正五年になりますと、売れなくなってしまうものもなくなって、市の義務にしなさいと、それほど変わってくるわけです。

東京都の下水道は明治四十年の中島鋭治の調査報告書が事実上の事業として漸く実現したということが言えるわけですが、その中では、水雪隠という言葉を使っています。し尿は、

従来の慣行によるというのはバルトンと同じなのですが、衛生思想の進運に従い、水雪隠を使うものがでて汚水の汚さは変わらなうと言っています。ただし、二区(今の台東区)だけは、人口が一番過密な所であるから、これを処理しましょう。また、セブチックタンクというものを造りましょうということだったので、結果的には明治四十三年から十四年にかけて、この基本計画を米元晋一が大英断をもって撤水汙床法という処理法に変えて実現するわけです。

し尿については、糞尿という言葉を使っておりまして、糞尿は下水道に概して混入せずとしています。これは糞尿は下水道で処理してもいいのだと言っただけで、当時すごい大論戦になりました。当時の帝国農会という農業団体あるいは農業関係の有職者からけしからんと一大反対運動が出ました。日本本来の農業資源である糞尿を、下水などに流すのはもったいない、けしからんということを、当時、麻生慶次郎という東大の先生が一声言っただけで「東大の学者が言うのだから間違いない」ということで一躍火がついてしまいました。結果的には入れるようになったのですが。

大反対した識者連中も、大正年間になりますとその処理がどうしようもなくなりましたし尿に困りはててしまいました。大正十三年になりますと東京市の下水道計画を再検討する委員会ができたのですが、それは三河島処理場が大正十

一年に動き、今後一区、三区の事業を進めるについて果たして今までのやり方でいいのかどうか、かなり時代も違ってきたし下水の処理法も段々と変わってきたから、もういっぺん検討し直そうというものです。その時麻生慶次郎は十年前とは反対に、「最近の一大苦痛であるし尿の処理はどうしても改良下水によらなければならない」というような、全然逆な意見に変わってくるわけです。それほど、糞尿の価値は下落したということでございます。

また明治四十年代になりますとし尿は非常に困ってきて、東京府では「市内屎尿調査書」という白書を出したわけです。その中では、し尿関係では厠圍という言葉でさらに西洋式便所あるいは普通便所、西洋式便所というのは水雪隠のことなのですが西洋式便所という言葉を使っています。普通便所というのは汲み取り。その中で面白いのは、し尿の価値のことをいろいろ論じています。これは江戸時代からある言葉で今の格付けすれば一級、二級、三級ということになるかと思いますが、勤番、中、垂込と、そんな言葉を使っています。

勤番というのは、大名屋敷。明治になってからは、軍隊の兵舎です。血気盛んな人、あるいは普段、栄養のいい上流の人たちのところから出るもの。中というのは、町肥です。一般の市民。辻肥、公衆便所。辻肥のうちで桶に大小便の区別があるのが中。垂込というのは、一番、下等でございます、

監獄とか大小の区別のない共同便所。そういうものを言っているようです。

値段なのですが、一荷というのは天秤棒で担ぐ桶二つ分、それが五十銭程度だったようです。一番上等は、それらの三倍から四倍。中は、五十銭の倍の一円ぐらいだというような取引だったようです。

(三)大正期以降

大正に移りますと、かなり法が整備されて十年に市街地建築物法ができるわけですが、この中では水便所あるいは水槽便所と言っています。水便所というのは、水洗便所のことなのです。水槽便所はもちろん浄化槽のことなのです。ちょっと話は違いますが、米元晋一さんという東京都下水道の草創期の大家がおいでのなるのですが、この人の回顧録等を読んでもみますと、水洗便所が、当時市内の川、特に都心の川の汚れの元凶だったみたいです。明治二十九年に日銀ができたようなのですが、日銀がお堀に暗夜密かにし尿を流したり、汲み取ったし尿を本来は東京湾に流すものを隅田川で底を抜いて流したり、また丸の内にさかんにビルができて、水槽便所ができましたが、汚水を毎日汲み取るため、馬車が行列して水槽便所そのものが臭いのと馬車の馬糞がやたらに落ちて困るので周りの文化とは全然逆な様相を呈していたようです。米本さんが、特に東京海上ビルにもうちよっとときちんとした

対応しなさいと勧告したみたいです。米元さんは、当時は東京市下水課長で、警視庁にいろいろ助言をしております。水槽便所取締規則制定について、米元さんは「私が言ったからできたのではないだろうけれど私の行動ないし助言はかなり力があったのではないか」ということを洩らしています。

水槽便所取締規則の中では、し尿については、便器から排出する汚水ですが、一回使ったら一立方尺流しなさいということを書いてあります。一立法尺というのは二十七リですが、随分多い水を流せということをしています。下水道の水便所につきましては三河島に処理場ができるのと同時に下水道条例を作ったのですけれど、その中で水便所といっています。この中では一回に五升流しなさいと言っている。九リです。これは、昭和五年に五升という言葉を九リに改めています。

名古屋市中で、昭和六年に堀留と熱田に下水処理場ができてはじめて下水処理をするわけですが、名古屋市中では一回に十リ流しなさいと言っています。東京は九リ、名古屋は十リ。どのくらい流すかという水量については昭和までずっと引ってきまして、水道協会が昭和七年にでき八年なのですが、大阪市と東京市からそろそろ水洗便所の水量とか水洗便所の型などの規格をつくったほうがいいのではないかという意見が出ています。たまたま当時米元晋一が、衛生工業会の副会

長だったのですが、衛生工業会でそういう問題については今勉強中であるというようなことを言っております。いつ決まったかは、まだ調べていないのですがそれより後に型だとか水量ができたのだと思います。

最近ですと昭和三十八年にJISで十三ℓから二十ℓというのが決まっております。その前に何か決まったのがあるはずですが、ちょっと調べておりません。

今まで申しあげましたような経過をたどってきましたが、下水道が最終的に理想とするところは水のトータル管理なんでしょうが、し尿を受け入れないというような下水道からどんどん効用が広がりをまして、ここまで達してさらに水のトータル管理にまで向かおうというのが我が国の下水道の現状ではないかと思えます。簡単ですが終わらせていただきます。

討 論

稲場 私がこの資料をもらって最初に思ったのは、昔の延喜式で久曾と書いていますが、何かすごくいい字があててあるということですね。

渡辺 そのようですね。それが、どういう意味であてたかが分からないのです。

稲場 すごくいい字があててあるような気がするんですが、江戸時代とか明治になったら、米が異なる糞とか、意味が単純

になっていると思うのです。どうですか、「曾」というのはどんな意味なのか。本来のものという意味ですかね。味噌も「曾」ですね。

石丸 昔の偉い人の名前に久曾という名前のついた高貴な人が出てくるんです。ですから、先程渡辺室長が、クソというのは嫌われていたとおっしゃいましたが、ところが昔の文献をみますとそういうようなことが出てくるんです。

稲場 昔というのは、どのくらいですか？

石丸 奈良時代です。

稲場 曾というの、久しいというのと同じような、本来の意味が「かさねる」という意味の漢字ですね。あるいは「曾」でなく、「素」だったような気がします。だから、そんな意味を持っていたのか。すごく大きな意味で使っていたのではないのでしょうか。

渡辺 これは余談ですが、昭和八年に東大の宮川米穂という先生が、日本人の排便量を発表しているんです。一日、どれぐらい出るといいます。下水道界では、一日にし尿というのは百五〇から二五〇グラムぐらいではないかと言っているのが普通だと思っておりますが、東大の宮川先生は日本人の平均し尿は一日百三十五グラムですと。外国人は、もっと少ない、肉食で、繊維が短いし少ないですよ。子供は大体その三分の二ぐらいじゃないかと言っています。今日皆さんが食べているバ

ナナ二本分くらいなのです。固さが、大体水分七〇%から八〇%といえますから、下水汚泥の脱水したケーキぐらいの固さ、あれだと思ふのです。

僕が実際に勉強してみましたら、一番、バナナのおいしいのは皮に星が出た時だそうです。二、三ミリの黒いポツポツが出る。腐りかけですが、あの時がうまい。そのくらいが、ちょうど水分七、八〇%ぐらいです。肉食の人は、固いのだそうです。水分、七、八〇%というのは日本人で、外人はもっと水分が少ないそうです。

谷口 稲場さんが、前にシッコのシは清水のシだとおっしゃいましたが、よく私どもはオシッコと言うでしょう、ところがそのオシッコのシが今は小のほうですから、汚れたものだという意味があるけれど、たとえば清いという字を当ててあるという記事がいくつもあるんです。全国から集まって来た調査資料の中にそういう記述がいくつもあるんです。

稲場 この久曾だって、汚いとは思えない。

谷口 地域差と世界観で使い分けというのがあるんでしょうか。

渡辺 韓国の済州島や沖縄は、現在は既に使ってませんでしたがけれど、豚便所ですよ。日本では見たことがありませんね。九州のほうにはあったのではないのでしょうか。

稲場 日本には、豚というのは元々いなかったのですか？

猪を飼っていたのではないかと思いますが。

渡辺 今日私のすごい思い出の日なんです。戦争でちょうど今頃、助かった日なんです。今朝、六時半から水に浮かんでいて。朝鮮多島海というのですが、済州島と木浦の間あたりです。船でやられたんです。今朝、六時半にやられたんです。昭和二十年の七月四日。一割しか、助からないです。済州島に終戦になってから十一月までいたのですが、豚便所がありました。済州島のは、石で積んであるんです。下が豚小屋になっている。豚は、実際には見ませんでした。そして豚が食べてしまうのではないですか。こんなに、高いのです。あそこは、崖みたいな所が多いですから。戦争が激しくて、事実上豚は飼っていませんでした。

稲場 済州島まで豚便所があるというのに、日本に上陸しなかったんですね。

渡辺 そうですね。

谷口 朝鮮というのは、豚は食べていましたか？

渡辺 知りませんね。

稲場 僕は不思議な気がして。済州島までできていれば、絶対に北九州まできてもいいはずだと思いますが、豚便所は聞きませんね。

沖縄には、豚便所があるんです。日本で豚便所がなくなっているのは不思議だ。

谷口 基本的には、日本の仏教は殺生を禁じて、肉を食べなかつたでしょう。それで今、たとえば昔の朝鮮では豚を食べたのかなと。

稲場 純粹の豚なんて日本にはいなかったんでしょか。

渡辺 猪でしょね。野豚でしょう。

稲場 大体、豚に食べさせてその豚を人間が食べる。動物を介して循環しています、食べ物が。ところが、日本の場合はお米もそうですが、農産物を通じて人間に循環しています。

だから、植物で循環するか動物で循環するかの違いで、同じ思想です。だから、どうして動物というものを排除したのか。しかも、それが太古の昔からですよ、よく分からなければ。石丸 中近東でも、豚は飼っているけれど食べません。今でも飼っているけれど、食べません。何で豚を飼っていたかという、皮をとるためです。だが食べる人もいたらいいです。一部に。だから、豚を食べる人を、非常にきらっています。豚は、汚れたという言葉を使っていますね。

渡辺 谷口さんのお話で、V字溝というのがありました、あれは高野山便所、ヤゲンがあれなのですが、おそらく高野山でも空海が山へ入ったのは八百七七年ぐらいです。便所を造ったのは、それから十五年か二十年ぐらい後じゃないかと思ふんです。最初は、連中は皆、野グソをしていたのでしょう。だんだん人が多くなりまして、しょうがないから厠を

造つたのだと思ふんです。高野山に調べに行つたのですが、高野山は比較的古い書類があるんです。建築は、大体、最初からあると言っていました。高野山の建築の傾向が書いてある。ところが、いろいろ見てもらつたのですが、厨房までは書いてあるが、便所のことはどうしてもないのだそうです。

その後も一生懸命勉強してくれと言つていたのですが、おそらく出なかつたのだと思うのです。

谷口 さっきの、渡辺さんの陸運、海運、航空のところではたと思つたのは、昔は列車などは糞尿を線路の上に撒いていたんです。ところが、アイヌの人々は、「神の怒り」のような昔話でもわかるように厳しくいまして自然を汚さない。アイヌの昔の人たちが、何でこんなことを言わなければいけなかつたか。それほど、人口が密集していたということもなし。

渡辺 ただ、アイヌというのは、水などを神聖視するという独特の風習があつたのではないのでしょうか。今でも、そうですね、あれを見ていると。

稲場 とにかく、自然におけるあらゆるものが神様なんです。だから、量の問題では議論しきれないものがあるような感じがするんです。

谷口 たとえば、明治の直前頃になってロシアの南下につれて、かなり幕府は北方に危機感をもつわけです。それで結局、

蝦夷から千島のほうへ測量に行くわけでしょう。そうする時に、アイヌの人を案内につけるわけです。そうすると、アイヌでない当時の日本人はシャモというのですが、典型的なのは、川に向かってシャモはシャーツとやってしまう。案内のアイヌの人たちは、絶対にそういうことはなくて、絶えず川に背を向けてやる。これは、有名な話です。

それは、別にしたところで汚染なんてほとんど問題にならないような状況でも、ちゃんとそうしていたということですよ。稲場 かなり集積化していたのではないですか。というのは、アイヌのような今の北海道という意味でいえば、ものすごく寒いでしょう。寒いところに分散して住んでいたら、すぐ死んでしまうでしょう。昔のような状態であれば、だから、相当密集して生活していたことはしていただけないかと思うけれど。今だって、集落再編成事業なんてあるんです。分散しているところを、一つの集落にまとめて。どうしても気候が厳しいところは、密集するわけです。私は、相当、集積していたと思いますね。相当といっても、程度があるけれど、十所帯とか二十所帯とか、そういうオーダーでは集積していただけないか。

谷口 でも、集積していたとはいっても、それが問題になるほどの度合ではなかったと思うんです。

稲場 川のご概念が違うのではないですか。われわれの知って

いるのは、改修された川でしょう。北海道のは、原野の中に水が流れている。かなり、蛇行したりいろいろなことをやっています、大分違うんです。だから、自然の影響というのはすごくシビアに出てきているんです。そのへんが一つの信仰になってくるのではないだろうか。

谷口 私もその説には賛成なんです。よくメソポタミアとモヘンジョダロと、エジプトの紀元前三千年ぐらいの都市が出てきますね。それにおける下水道がなぜできたかという時に、あれは公共施設としての下水道というよりも、まったく宗教的なものだと断定してもいいのではないかと思っているわけです。それは、結局、灌漑技術とか、まさに安定して食料を得るための闘いなわけです。それが、川の氾濫原を使って農業をして、それが人工的に作ることによって余剰生産物ができてきて、そうすると都市ができてくるということも同じパターンをとるわけです。そこは、日本でも同じだと思っております。

その時に、ナイルというのは非常に安定しているわけです。ところが、それに比べますとインダス川とかユーフラテス川というのは安定性が悪いんです。というのは、採るのは小麦ですから、小麦を収穫した直後に洪水が始まって、種時きの直前になると水が引いてというようなサイクルがナイルなどはうまく安定してあるわけです。ところが、チグリス、

ユーフラテスとかインダスなんていうのは、そうではないです。川の流れがよく変わりますので、人々は何をするかという、自然というものと神と人間の調和というか、それを非常に望むわけです。人間と神のとりなし役をする神官が、やがて王だとかになっていくわけです。ですから、エジプトなんかの場合は非常に安定してきますから、とりなしのする役割というのは非常に小さいのです。ただ、それよりもいわゆる技術だとか、政治的な、あるいは軍事的な意味のことがずつと出てきて、いわゆる神主的な役割というのは非常に小さい。ですから、神を尊敬するというよりもファラオ、王というようなもののほうに信仰が行ってしまつて、ピラミッドだとかスフィンクスとか、人間的なものができてくるわけです。

ところが、メソポタミアのほうに行くと、まず都市をつくる時に神殿をつくつて、神殿はこれなんかと違うくらい大規模な水浴場を造つて、そこで禊的な儀式をやるわけです。その排水が下水であつたということ。これは、インダスでも同じですし、旧約聖書に出てくるようなウルとか、ああいうところはまったくまきに禊です。それは、神にとりなしをするという。ですから、宗教的な意味が非常にアイヌの場合も強かつたとは私に考えているんです。

稲場 それは、それでしよう。この前も宮本常一先生の本に

出ていましたが、昔の人は、寝る時でもわれわれのように仰向けに寝ないのだと。丸くなって寝るといふのです。なぜ丸くなって昔の人は寝たのか。なぜ、今の人は仰向けで真っ直ぐに寝るのかということをちょっと言われていたのですけれど、昔の人が丸くなって寝るといふのは、自分の魂が寝ている時に抜け出していかないように抱えて、丸くなって寝ている。今の人を考えると、魂なんか抜けっぱなしという感じだから、寝る姿ひとつにしたつて全然違つたわけです。そんな時に、魂というか霊というようなものをものすごく重要視して、それを中心にしてすべての生活を考へていふと、今のようにならぬ信教みたいな人ばかりの時代とは全然違つたから、あらゆることの受取り方が宗教的であるかないか、大きな存在を感じるか感じないかというやうなことで、全然違つたのではないですか。正反對な世の中だつたんじゃないですか。昔は、それを思われないことには、解釈できない。大自然の中に、人口なんかちょっとしかないんだから、少しぐらい糞便を川に流したところで、そんなに影響なんかあるわけがないのであつて、私はそんなふうな気がする。全然考え方が違つたのだという感じですよ。

宗教だつて、自分から自覚した宗教じゃないかと思ひます。おぎなりの教文を読んでいふやうな宗教ではないと思ひます。谷口 エジプトには、下水道はないんです。ないというか、

非常に発達しなくて、むしろ暴れ川のあるモヘンジョダロとかハラッパとか、メソポタミアで下水道が出来てきて、今の感覚でいきますと、都市の発達に伴って下水道ができていますから、たしかに当時の人に公衆衛生観念があったのかというふうには最初思ったのですけれど、ところが以外とゴミなどは処分がメチャクチャで、町そのものは下水道があったとはいふものの、非常に汚かったのだらうと推定する学者はいます。だから、下水道があったにしても、宗教施設の排水を考えただけで、かならずしも公衆衛生の観念というのはいまなかつただろう。

当時の人が、本当に理屈としては今われわれの思っているような考え方としての理屈としてやったのでは、決してないと思うんです。ただ、結果的にそれが今の目からあらためて解釈し直すと結果的に良かったのだということがあるわけです。宗教というのも独立して存在するのではなく、やはり当時の人々の生活とまさに密着しているわけです。ですから、たとえメソポタミアの下水道も宗教施設の一部だったというのですけれど、その宗教というものが何かというと、やはり安定して食料を得たいという人々がまさに生きるか死ぬかかというところでの安定を願う。ところが自然が必ずしも人間の思うようには受け入れてくれませんから、ある意味では自然と人間との過酷な闘いの中で、まともに闘ったらかないこ

ないので、そういうところであるいはままならぬものが神に支配されているとか、そういう宗教観念のようなものが生まれてくる。トータル的にみれば、やはり観念としては宗教観念のほうが強くて、しかし宗教というものもある意味においてはきわめて人間的に人々を支配する論理として使っている面もあるわけです。

(昭和六二年七月四日、日本下水道協会会議室にて)
著者の現職

日本下水道協会調査部下水道史編纂室室長。